

児童発達支援管理責任者の要件となる実務経験について

(平成31年4月1日改正)

児童発達支援管理責任者の要件となる実務経験については、下記①から③のいずれかに該当する者とする。

- | |
|--|
| ① 1及び2の期間が通算して <u>5年以上</u> であって、 <u>かつ</u> 、もし当該期間において <u>5－Ⅰ</u> の期間がある場合はその期間を除いた期間が <u>3年以上</u> である者 |
| ② 3の期間が通算して <u>8年以上</u> であって、 <u>かつ</u> 、もし当該期間において <u>5－Ⅱ</u> の期間がある場合はその期間を除いた期間が <u>3年以上</u> である者 |
| ③ 1～3の期間を通算した期間から、 <u>5－Ⅰ</u> 、 <u>5－Ⅱ</u> の期間を除いた期間が <u>3年以上</u> であって、 <u>かつ</u> 4の期間が通算して <u>5年以上</u> である者 |

1 相談支援業務

以下のアからキに掲げる者が、相談支援の業務（身体上若しくは精神上の障害又は環境上の理由により日常生活を営むことに支障がある者又は児童福祉法第四条第一項に規定する児童の日常生活の自立に関する相談に応じ、助言、指導その他の支援を行う業務をいう。以下同じ。）に従事した期間

- ア ・ 地域生活支援事業の従事者
- ・ 障害児相談支援事業の従事者
- ・ 身体及び知的障害者相談支援事業の従事者
- イ ・ 児童相談所の従業者
- ・ 児童家庭支援センターの従業者
- ・ 身体及び知的障害者更生相談所の従業者
- ・ 精神障害者社会復帰施設の従業者
- ・ 福祉事務所の従業者
- ・ 発達障害者支援センターの従業者
- ウ ・ 障害児入所施設、乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、障害者支援施設の従業者
- ・ 老人福祉施設の従業者
- ・ 精神保健福祉センターの従業者
- ・ 救護施設及び更生施設の従業者
- ・ 介護老人保健施設、**介護医療院**の従業者
- ・ 地域包括支援センターの従業者
- エ ・ 障害者職業センターの従業者
- ・ 障害者就業・生活支援センターの従業者
- オ ・ 学校教育法第一条に規定する学校（大学を除く。）の従業者
- カ ・ 病院、診療所の従業者またはこれに準ずる者で、次のいずれかに該当する者
- （1）社会福祉主事任用資格を有する者

- (2) 訪問介護員2級以上に相当する研修を修了した者
 - (3) 4別表の国家資格等を有する者
 - (4) 上記のアからオに掲げる業務に1年以上従事した者
- キ ・その他これらの者に準すると都道府県知事が認めた者

2 直接支援業務（有資格者A）

以下のアからカに掲げる者であって、社会福祉主事任用資格者、訪問介護員（ホームヘルパー）2級以上の研修修了者、保育士、児童指導員任用資格者、精神障害者社会復帰指導員任用資格者（以下「社会福祉主事任用資格者等」）が、直接支援の業務（身体上若しくは精神上の障害があることにより日常生活を営むことに支障がある者又は児童福祉法第四条第一項に規定する児童につき、入浴、排せつ、食事その他の介護を行い、並びにその者及びその介護者に対して介護に関する指導を行う業務、又は日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、生活能力の向上のために必要な訓練その他の支援（以下「訓練等」という。）を行い、並びにその訓練等を行う者に対して訓練等に関する指導を行う業務、その他職業訓練又は職業教育に係る業務をいう。以下同じ。）に従事した期間

- ア ・障害児入所施設、助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、幼保連携型認定こども園、児童厚生施設、児童家庭支援センター、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、障害者支援施設の従業者
- ・老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院の従業者
- ・療養病床の従業者
- イ ・障害児通所支援事業、児童自立生活援助事業、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、小規模住居型児童養育事業、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業、障害福祉サービス事業の従事者
- ・老人居宅介護等事業の従事者
- ウ ・病院、診療所、薬局の従業者
- ・訪問看護事業所の従業者
- エ ・特例子会社、重度障害者多数雇用事業所の従業者
- オ ・学校教育法第一条に規定する学校（大学を除く。）の従業者
- カ ・その他これらの者に準すると都道府県知事が認めた者

3 直接支援業務（資格なし）

上記2のア～カに掲げる者であって、社会福祉主事任用資格者等でない者が、直接支援の業務に従事した期間。

4 有資格者B

別表の資格を有する者が、その資格に基づき当該資格に係る業務に従事した期間。

別表 「国家資格等」

医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、管理栄養士、栄養士、精神保健福祉士

5-Ⅰ 以下の期間

- ・以下のア及びイを合算した期間

- ア 老人福祉施設、救護施設、更生施設、介護老人保健施設、地域包括支援センターその他これらに準ずる施設の従業者又はこれらに準ずる者が、**相談支援の業務**に従事した期間
- イ 老人福祉施設、介護老人保健施設、療養病床その他これらに準ずる施設の従業者、老人居宅介護等事業その他これらに準ずる事業の従事者又は特例子会社、重度障害者多数雇用事業所その他これらに準ずる施設の従業者であって、社会福祉主事任用資格者等である者が、**直接支援の業務**に従事した期間

5-Ⅱ 以下の期間

- ア 老人福祉施設、介護老人保健施設、療養病床その他これらに準ずる施設の従業者、老人居宅介護等事業その他これらに準ずる事業の従事者又は特例子会社、重度障害者多数雇用事業所その他これらに準ずる施設の従業者であって、社会福祉主事任用資格者等でない者が、**直接支援の業務**に従事した期間

(注1) 平成31年4月1日から、実務要件が改正され、3の直接支援業務の実務経験年数が10年から8年に短縮されました。

(注2) 1年以上の実務経験とは、業務に従事した期間が1年以上であり、かつ実際に業務に従事した日数が、1年あたり180日以上であるものとする。

(例えば5年以上の実務経験であれば、業務の従事期間が5年以上、従事日数900日以上)

(注3) 常勤、非常勤を問わず、(注2)の期間と日数の両方を満たすことが必要となる。

(注4) 施設・事業等については、各法令で規定する定義に該当するものである必要がある。

例「障害者支援施設」→障害者総合支援法上の「障害者支援施設」であることが必要